

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月8日
【会社名】	セーラー万年筆株式会社
【英訳名】	The Sailor Pen Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 義雄
【本店の所在の場所】	東京都江東区毛利二丁目10番18号
【電話番号】	03(3846)2651
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 比佐 泰
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区毛利二丁目10番18号
【電話番号】	03(3846)2651
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 比佐 泰
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,451,160円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 405,711,160円 (注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	セーラー万年筆株式会社天応工場 (広島県呉市天応西条二丁目1番63号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注)天応工場は、法定の縦覧場所ではありませんが投資家の便宜のため縦覧に供しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	953個(新株予約権1個につき10,000株)
発行価額の総額	5,451,160円
発行価格	新株予約権1個につき5,720円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.572円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年11月25日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	セーラー万年筆株式会社 管理部 東京都江東区毛利二丁目10番18号
払込期日	平成22年11月25日(木)
割当日	平成22年11月25日(木)
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 東京営業部

(注) 1. 第1回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成22年11月8日(月)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 平成22年11月8日(月)開催の当社取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	セーラー万年筆株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、10,000株(以下「対象株式数」という。)とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式9,530,000株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。</p> <p style="text-align: center;">調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割又は併合の比率</p> <p>また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株式の発行若しくは自己株式の処分(ただし、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く)、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。</p> <p>これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第2項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>4. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、42円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$ <p>調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。</p> <p>(2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

	<p>(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>405,711,160円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成22年11月26日から平成25年11月25日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 セーラー万年筆株式会社 管理部 東京都江東区毛利二丁目10番18号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 東京営業部</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超え、かつ、当該取引日より前20連続取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の売買代金の累計が、100,000,000円を超えた場合において、当社取締役会が取得する日（以下、「取得日」という。）を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき5,720円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p>

	<p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に準じて決定する。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件</p> <p>別記「新株予約権の行使の条件」欄、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄及び「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
405,711,160	14,400,000	391,311,160

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（5,451,160円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（400,260,000円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用のうち主なものは、実務支援業務報酬、公正価値算定費用及び登記費用であります。

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

今回行う資金調達については本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額405,711,160円に加えて、平成22年11月8日（月）開催の当社取締役会において決議された、第三者割当により発行される株式（以下、「別件新株式」という。）の発行価額の総額100,018,000円と合わせて、総額505,729,160円となります。

本新株予約権による資金調達につきましては、ロボット機器事業の新アイテム開発費及びガラスディスクの販売拡大費用、文具事業における弊社天応工場の生産性向上のための設備投資及び同事業における新コンテンツの仕入費に充当する予定であります。調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりであります。

なお、実際の支出時期より前に資金が確保できた場合、調達された資金は銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
ロボット機器事業の新アイテム開発費 ・ R Z - シリーズのコントロールパネルのモデルチェンジ ・ R Z - シリーズのカタログ作成（リニューアル） ・ 低価格標準機の開発	100百万円	平成22年11月～平成25年10月
ロボット機器事業のガラスディスクの販売拡大費用 ・ 販売先市場調査 ・ 販促ツール（カタログ等）の作成 ・ 広告宣伝費 ・ 量産用設備の購入	100百万円	平成22年11月～平成25年10月
天応工場の生産性向上のための設備投資 ・ 工場内レイアウト変更 ・ 筆記具の量産設備に対する投資	100百万円	平成22年11月～平成25年10月
「音声ペン」（注1）・「どこでもシート」（注2）・「アドシート」（注3）の新コンテンツの仕入費	91百万円	平成22年11月～平成25年10月

注1. 音声ペンとは、紙面に記載された文書の箇所をペンの先端でタッチすることにより、その文書を音声で再生するペン型プレーヤーをいいます。

注2. どこでもシートとは、静電気で壁などに貼り付けが可能であり、ホワイトボードのように使用できる携帯型シートをいいます。

注3. アドシートとは、ガラスなどの平らな面に強力に貼り付けが可能であり、はがした後にノリのあとや汚れなどが残らないインクジェット用シートをいいます。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集及び売出しに関する特別記載事項】

平成22年11月8日開催の取締役会において決議された別件新株式発行の概要

- (1) 株式の種類：普通株式
- (2) 発行数：2,326,000株
- (3) 発行価額の総額：100,018,000円
- (4) 発行価格：1株につき43円
- (5) 募集の方法：第三者割当
- (6) 割当予定先：Oakキャピタル株式会社
- (7) 申込期日：平成22年11月25日
- (8) 払込期日：平成22年11月25日

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Oakキャピタル株式会社	
	本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	第149期有価証券報告書（平成21年4月1日から平成22年3月31日）	平成22年6月30日提出
		第150期第1四半期報告書（平成22年4月1日から平成22年6月30日）	平成22年8月6日提出
第150期第2四半期報告書（平成22年7月1日から平成22年9月30日）		平成22年11月5日提出	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社と割当予定先との間には、アドバイザー業務の受発注関係があります。	

c. 割当予定先の選定理由

わが国経済は、昨年来の世界的不況の影響が持続し、一部製造業で回復の兆しが見え始めましたが、個人消費の低迷が続いております。

また、当社では、平成21年12月7日開催の当社取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式発行につきまして、払込期日の平成21年12月25日に一部割当先（2先）より払込みがなされず失権が生じることとなり、当初予定しておりました5,600,000株の発行が3,800,000株となり、当初予定の資金調達額が減少した経緯があります。

このような状況のもと、当社グループは積極的な販売活動を展開いたしました。当第3四半期連結累計期間の営業損失は2億4千6百万円となり、引続き厳しい経営環境が続いております。

厳しい経済環境の中で安定した収益体質を構築していくことが最重要課題であり、そのためには、ロボット機器部門・文具部門の両部門において、市場及び消費者ニーズに迅速に対応し、かつ独立性の高い製品開発力の強化が必要不可欠であると認識しております。

ロボット機器部門におきましては、国内外の企業の設備投資は底を脱しつつあり、当第3四半期連結累計期間においては前年同期と比べ売上高は41.8%増加し、確実に回復基調になってきております。今後も引続き売上及び受注の拡大を図るため、無線コントローラ搭載RZ- や携帯電話用ミニナットインサートシステムの改良を行うとともに、あらたにナット熱圧入装置を開発し、経済発展が目覚ましい中国市場及び高付加価値製品需要が見込まれる米国市場を中心に積極的な販売活動を展開しております。

また、文具部門におきましては、個人消費の低迷及び法人需要の減少が続いたこと等により、当第3四半期連結累計期間における売上高は前年同期と比べ11.4%減となりました。このような厳しい状況ではありますが、好評いただいております音声ペン事業の拡大、どこでもシート・アドシートの開発、当社の低価格帯筆記具の主力であるフェアラインシリーズのアイテム数増加及び高級品市場向けとして耐久性・吸湿性・実用性に優れた新素材マイカルタを使用したマイカルタ万年筆等で売上高の増加に注力しております。

当社は、これら各部門において業容拡大に積極的に取り組むために、早期に設備投資・開発費等の資金調達を行う必要があり、この資金調達にあたり、当社の経営戦略上の判断から、銀行借入れの増加を抑え、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段の中でも、公募増資、株主割当での発行という方法も有りますが、当社の状況や昨今の金融情勢等を考慮すると必要な資金が集まる可能性は少ないと考えられること、また、資金調達されるまでに時間を要すると考えられることから、これらの方法による資金調達手法の採用は見送りました。一方、第三者割当による資金調達は機動的な資金調達方法であることから、第三者割当の方法による資金調達を模索することといたしました。一部、新株予約権の発行による資金調達を選択いたしましたのは、調達資金の返済を必要とせず、また、一度に大量の新株を発行しないため、既存株主価値の希薄化が低減される点で優位性があると判断したことによりです。また、市場価格が行使価額を上回っている状況においては段階的に行使され、事業計画の進捗状況に合わせた資金調達が可能となる方法で資金効率の観点からも当社にとって利点があるものと判断いたしております。以上のように総合的に検討した結果、新株式及び新株予約権の発行による資金調達が最善であると判断いたしました。

かかる判断のもとで、当社の企業価値を高め、既存株主にとっても歓迎されうる投資家を模索することとし、幹事証券をはじめとする証券会社等からの斡旋などによる複数の有力先と接触を重ねてまいりました。こうした複数の候補先との交渉の結果を踏まえ、当社の考えのもとに、Oakキャピタル株式会社を選定いたしました。

Oakキャピタル株式会社と接触をもったきっかけは、永年経営コンサルタント業を営んでおり、多くの企業コンサルティングに関わり、投資環境にも詳しい、当社社長の知人である柴田励司氏（株式会社Indigo Blue 代表取締役社長）からOakキャピタル株式会社の紹介を受けたことに端を発しております。

Oakキャピタル株式会社は、国内外での投資実績が豊富で、かつ、潜在成長力が高い新興上場企業に対する投資を積極的に行っている東証二部の上場会社であります。同社はファイナンスの引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー業務、リスク管理の総合サービスを行うリスクマネジメント事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

Oakキャピタル株式会社は、特定の資本系列に属さず、独立的、中立的な立場から幅広いネットワークを持っていることから、当社が事業を推進するに当たり、提携候補先をご紹介いただくなど、積極的に協力していただいております。潜在的な需要の開拓が期待でき、それらの成果が将来、当社の事業展開と企業価値向上に貢献するものと考えております。また、同社の表明内容で、当社の経営に介入する意思や今後市場で当社株式を買増しして支配株主となる意思がない純投資目的であることや、本新株予約権の行使により取得する株式についても可能な限り市場動向に配慮しながら売却していく方針であることも重視し、同社を割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先であるOakキャピタル株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は9,530,000株であります。

e．株券等の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社の本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式の売却をしていく旨の表明を受けております。

f．払込みに要する資金等の状況

本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社より本新株予約権の発行に係る払込みについては、払込期日に全額払い込むことのできる確約をいただいております。また、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても、同社から「過去約1か年において、上場会社7社（8回）の新株式、新株予約権の第三者割当の割当てを受けながら払込みを行わなかったことはありません。また、セーラー万年筆株式会社が平成22年11月に実施を予定している第三者割当による株式発行及び新株予約権発行に関し、払込みに要する金額及び新株予約権行使請求に要する金額に相当する金銭を有しております。」とする確認書を受領しております。また、同社が提出した平成23年3月期第2四半期報告書により、本新株予約権の発行価額の払込み及び本新株予約権の行使請求に足る現預金その他流動資産を有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

Oakキャピタル株式会社は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」欄に記載している「(7)当社は、「Oakキャピタル・コンプライアンス行動規準」に基づき、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する。」を確認し、当該割当予定先及び当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総数引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区）が算定した結果、その算定価値を踏まえ本新株予約権1個当たりの発行価額を金5,720円といたしました。本新株予約権の発行価額は、第三者機関からの算定結果報告書から、算定に係る前提条件及びその算定方法について適正なものであることを確認いたしました。

さらに、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の特徴、当社の株価を鑑み、割当予定先との協議の結果、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成22年11月5日の東京証券取引所第二部市場における当社普通株式の終値の43円を参考として、行使価額を42円（乖離率は2.33%）といたしました。

なお、当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均45.6円に対する乖離率は7.89%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均51.4円に対する乖離率は18.29%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均60.9円に対する乖離率は31.03%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前日終値を参考値として採用いたしましたのは、平成22年10月20日付けの「業績予想の修正に関するお知らせ」発表後に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断しております。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

この判断に基づいて、当社取締役会では、このたび調達する資金を設備投資・開発資金に充当し、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の改善という今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員（社外監査役2名）から、本新株予約権の発行価額は、それ自体で特に割当予定先に有利な金額ではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

当該意見の基礎となる判断要素として、本新株予約権の行使価額の算定方法が市場慣行に従った一般的な方法であること、本新株予約権の発行価額の算定にあたり第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等を前提条件としてその基礎にしていること、当該各前提条件を反映した新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、第三者評価機関による評価額は適正かつ妥当な価額と思われる、その評価額を踏まえて、発行価額を決定していることより有利発行ではないという判断の意見であります。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

O a kキャピタル株式会社に割り当てる別件新株式発行による株式数2,326,000株及び本新株予約権の目的である株式の総数9,530,000株を合わせた11,856,000株に係る議決権数は11,856個となり、当社の総議決権数47,982個（平成22年6月30日現在）に占める割合が24.71%となります。したがって、本新株予約権の発行は、割当議決権数が総株主の議決権数の25%を下回っており、かつ支配株主の異動も無いため、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当には該当しません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
Oakキャピタル株式会 社	東京都港区赤坂八丁目10番 24号	-	- %	11,856	19.81%
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁 目13番1号	2,999	6.25%	2,999	5.01%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目 2番1号	1,374	2.86%	1,374	2.30%
早川 秀樹	愛知県清須市	1,325	2.76%	1,325	2.21%
セーラー万年筆取引先持 株会	東京都江東区毛利二丁目10 番18号	1,268	2.64%	1,268	2.12%
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町一丁目3 番8号	872	1.82%	872	1.46%
三共生興株式会社	大阪市中央区安土町二丁目 5番6号	600	1.25%	600	1.00%
石亀 啓道	静岡県葵区	600	1.25%	600	1.00%
篠田 耕作	東京都青梅市	534	1.11%	534	0.89%
セーラー万年筆従業員持 株会	東京都江東区毛利二丁目10 番18号	500	1.04%	500	0.84%
三井住友海上火災保険株 式会社	東京都中央区新川二丁目27 番2号	473	0.99%	473	0.79%
計	-	10,547	21.98%	22,403	37.44%

(注) 1. 平成22年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年6月30日現在の総議決権数に、Oakキャピタル株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数9,530,000株及び別件新株式の数2,326,000株を合わせた11,856,000株に係る議決権数11,856個を加えて算定しております。

3. Oakキャピタル株式会社に割当てる別件新株式の払込期日における総議決権数に対する所有議決権数の割合は4.62%となります。その後、本新株予約権の行使により所有議決権数の割合は増加していくこととなりますが、同社の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、加えて可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式の売却をしていく旨の表明を受けております。したがって、今後において、当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第97期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成22年11月8日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年11月8日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年11月8日）現在において当社グループが判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1)～(6) 略

(7) 株式価値の希薄化に関わるリスク

平成22年11月8日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしましたが、当社の総議決権数は47,982個（直前の基準日である平成22年6月30日現在）であり、今回、第三者割当増資による株式数2,326,000株及び同社に割当てる新株予約権の目的である株式の総数9,530,000株を合わせた11,856,000株に係る議決権数は11,856個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は24.71%（発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は19.81%）となり、相応の株式価値の希薄化につながるようになります。

しかしながら、当社の将来の発展を目的とする、設備投資・開発費等の資金に充当することにより業績回復が図れることなどから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

(8) 大株主としての経営権について

平成22年11月8日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしましたが、当該第三者割当増資による株式発行数に当該新株予約権が全て行使された場合の株式発行数を加算すると、同社は、発行後の総議決権数の19.81%を占める大株主となります。しかしながら、同社につきましては、当該第三者割当増資及び当該新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的は純投資であり、取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、同社は、可能な限り市場動向に配慮しながら、当社株式を売却していく旨の表明を行っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

(9) 資金調達に関わるリスク

当社は平成22年11月8日開催の当社取締役会において、当社の将来の発展を目的とする、設備投資・開発費の資金の確保を目的として、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしましたが、当該新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善に支障をきたす可能性があります。

2. 最近の業績の概要

(1) 第98期第3四半期連結累計期間（自平成22年1月1日至平成22年9月30日）

平成22年10月29日に公表した第98期第3四半期連結累計期間（自平成22年1月1日至平成22年9月30日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

但し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

なお、四半期連結財務諸表は千円未満を切り捨てて表示しております。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位:千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	604,449	738,122
受取手形及び売掛金	1,380,482	1,771,118
商品及び製品	914,472	806,098
仕掛品	237,968	214,515
原材料及び貯蔵品	628,932	575,999
その他	99,414	124,243
貸倒引当金	62,622	62,272
流動資産合計	3,803,097	4,167,824
固定資産		
有形固定資産		
土地	953,233	1,452,363
その他(純額)	178,311	611,269
有形固定資産合計	1,131,544	2,063,633
無形固定資産	5,153	12,703
投資その他の資産		
投資有価証券	433,294	731,295
その他	223,716	226,292
貸倒引当金	74,636	73,855
投資その他の資産合計	582,374	883,732
固定資産合計	1,719,072	2,960,068
資産合計	5,522,169	7,127,893
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	976,341	1,018,858
短期借入金	2,173,540	1,956,440
1年内返済予定の長期借入金	50,200	333,200
1年内償還予定の社債	-	355,000
未払法人税等	16,272	19,897
賞与引当金	20,770	6,488
事業構造改善引当金	27,154	28,604
その他	188,374	156,472
流動負債合計	3,452,652	3,874,961
固定負債		
長期借入金	-	25,300
リース債務	12,008	10,428
退職給付引当金	817,667	879,620
繰延税金負債	11,573	25,780
再評価に係る繰延税金負債	351,357	447,293
固定負債合計	1,192,607	1,388,423
負債合計	4,645,260	5,263,384

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,095,000	2,095,000
資本剰余金	463,695	463,695
利益剰余金	2,255,420	466,884
自己株式	19,563	19,406
株主資本合計	283,710	2,072,403
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	59,335	87,398
土地再評価差額金	512,140	309,014
為替換算調整勘定	7,989	5,850
評価・換算差額等合計	563,486	227,466
少数株主持分	29,711	19,571
純資産合計	876,909	1,864,508
負債純資産合計	5,522,169	7,127,893

(2) 四半期連結損益計算書
(第3四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
売上高	4,699,778	4,697,911
売上原価	3,478,545	3,474,231
売上総利益	1,221,232	1,223,679
販売費及び一般管理費	1,498,337	1,469,910
営業損失()	277,105	246,231
営業外収益		
受取利息	1,057	350
受取配当金	10,834	6,840
為替差益	12,579	-
持分法による投資利益	9,919	-
その他	4,040	4,446
営業外収益合計	38,431	11,637
営業外費用		
支払利息	55,654	55,038
為替差損	-	4,911
持分法による投資損失	-	1,241
その他	7,455	17,086
営業外費用合計	63,109	78,278
経常損失()	301,783	312,871
特別利益		
投資有価証券売却益	48,469	-
投資有価証券割当益	-	88,620
受取保険金	-	25,844
特別利益合計	48,469	114,464
特別損失		
たな卸資産評価損	6,380	-
貸倒引当金繰入額	1,847	-
保険解約損	21,474	-
固定資産除売却損	1,795	6,486
ゴルフ会員権売却損	2,257	-
投資有価証券売却損	-	17,196
減損損失	-	815,192
特別損失合計	33,754	838,876
税金等調整前四半期純損失()	287,069	1,037,283
法人税、住民税及び事業税	16,029	14,142
法人税等調整額	-	95,935
法人税等合計	16,029	81,793
少数株主利益	2,623	11,890
四半期純損失()	305,721	967,380

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	287,069	1,037,283
減価償却費	143,502	118,368
固定資産除売却損益(は益)	2,425	6,486
減損損失	-	815,192
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,847	1,130
受取保険金	-	25,844
受取利息及び受取配当金	11,891	7,190
支払利息	55,654	55,038
持分法による投資損益(は益)	9,919	1,241
投資有価証券売却損益(は益)	48,469	17,196
保険解約損益(は益)	21,474	-
売上債権の増減額(は増加)	601,398	386,016
たな卸資産の増減額(は増加)	39,190	188,803
仕入債務の増減額(は減少)	357,242	28,812
為替差損益(は益)	610	6,126
投資有価証券割当益	-	88,620
その他	12,121	17,778
小計	139,389	12,465
利息及び配当金の受取額	11,891	7,190
利息の支払額	57,886	57,796
法人税等の支払額	27,169	19,897
保険金の受取額	-	25,844
営業活動によるキャッシュ・フロー	66,225	32,193
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	5,000	5,000
定期預金の払戻による収入	5,000	5,000
有形固定資産の取得による支出	82,182	79,883
無形固定資産の取得による支出	3,188	-
有形固定資産の売却による収入	-	105,000
投資有価証券の売却による収入	134,802	333,089
貸付けによる支出	3,700	2,700
貸付金の回収による収入	2,770	3,607
保険積立金の解約による収入	254,813	-
その他	6,372	10,277
投資活動によるキャッシュ・フロー	309,689	369,390
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	71,100	217,100
長期借入金の返済による支出	124,900	308,300
社債の償還による支出	270,000	355,000
その他	451	1,721
財務活動によるキャッシュ・フロー	466,451	447,921
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,721	22,948
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	94,259	133,673
現金及び現金同等物の期首残高	679,208	733,122
現金及び現金同等物の四半期末残高	584,948	599,449

(4) 継続企業の前提に関する注記

当第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

当社グループは、前々連結会計年度2億8千4百万円、前連結会計年度4億2千1百万円の営業損失を計上し、また当第3四半期連結累計期間においては2億4千6百万円の営業損失及び9億6千7百万円の四半期純損失を計上しております。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義が生じさせるような状況が存在しております。

当社は当該状況を解消・改善すべく以下のとおり積極的な営業活動を展開し、早期の黒字化を目指して参ります。

ロボット機器部門におきましては、国内外の企業の設備投資は底を脱しつつあり、当第3四半期連結累計期間においては前年同期と比べ売上高は41.8%増加し、若干ながら営業利益を計上し、確実に回復基調になってきております。今後も引続き売上及び受注の拡大を図るため、無線コントローラ搭載RZ-や携帯電話用ミニナットインサートシステムの改良を行うとともに、あらたにナット熱圧入装置を開発し、経済発展が目覚ましい中国市場及び米国市場を中心に積極的な販売活動を展開していく計画です。

文具部門におきましては、個人消費の低迷及び法人需要の減少が続いたこと等により、当第3四半期連結累計期間における売上高は前年同期と比べ遺憾ながら11.4%減となりました。このような厳しい状況ではありますが、好評いただいております音声ペン事業の拡大、当社の低価格帯筆記具の主力であるフェアラインシリーズのアイテム数増加及び高級品市場向けとして耐久性・吸湿性・実用性に優れた新素材マイカルタを使用したマイカルタ万年筆等で売上高の増加に努力して参ります。

さらに、当社は抜本的に業績回復を図るため、事業再構築に向けた中期経営計画(平成23~25年)を現在鋭意策定中であり、策定後速やかに公表する予定であります。

しかしながら、これらの対応策の実現可能性と効果は、他社製品との競争、市況及び需要動向等の影響に負うところもあるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

(5) セグメント情報

〔事業の種類別セグメント情報〕

前第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

	ロボット機器 (千円)	文具 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	1,001,327	3,698,450	4,699,778	-	4,699,778
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,001,327	3,698,450	4,699,778	-	4,699,778
営業損失()	168,827	108,277	277,105	-	277,105

当第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

	ロボット機器 (千円)	文具 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	1,419,565	3,278,345	4,697,911	-	4,697,911
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,419,565	3,278,345	4,697,911	-	4,697,911
営業利益又は営業損失()	12,579	258,811	246,231	-	246,231

〔所在地別セグメント情報〕

前第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	欧州 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社(千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	4,394,325	231,292	74,159	4,699,778	-	4,699,778
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	4,394,325	231,292	74,159	4,699,778	-	4,699,778
営業利益又は営業損失()	295,144	5,089	12,948	277,105	-	277,105

当第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	欧州 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社(千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	4,340,336	266,857	90,716	4,697,911	-	4,697,911
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	4,340,336	266,857	90,716	4,697,911	-	4,697,911
営業利益又は営業損失()	277,291	26,225	4,835	246,231	-	246,231

〔海外売上高〕

前第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

	アジア	欧州	北米	その他	計
海外売上高(千円)	239,477	57,070	243,297	7,614	547,460
連結売上高(千円)	-	-	-	-	4,699,778
海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	5.1	1.2	5.2	0.2	11.6

当第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

	アジア	欧州	北米	その他	計
海外売上高(千円)	353,726	53,161	264,906	2,532	674,327
連結売上高(千円)	-	-	-	-	4,697,911
海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	7.5	1.1	5.6	0.1	14.4

(6)株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第97期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年3月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第97期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年5月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第98期 第2四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年3月27日開催の第96期定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月12日

セーラー万年筆株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月30日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度2億8千4百万円、当連結会計年度4億2千1百万円の営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、セーラー万年筆株式会社の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、セーラー万年筆株式会社が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月11日

セーラー万年筆株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前々連結会計年度2億8千4百万円、前連結会計年度4億2千1百万円、また当第2四半期連結累計期間1億7千2百万円の営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第96期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年3月27日開催の第96期定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月30日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第97期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度2億5千1百万円、当事業年度4億1千8百万円の営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。